

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

急激な雇用悪化に対応し、雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向け、介護福祉士養成科を新設する等の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 倉吉高等技術専門校及び米子高等技術専門校の普通課程に介護福祉士養成科（各定員 5 名、訓練期間 2 年）を新設する。

(2) 訓練課程で行う訓練に係る職種の労働力の需要の増加が見込まれるため、当該職種に係る訓練課程で訓練を受ける者を確保する必要があると知事が認める訓練課程の授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）は免除することとし、免除を行うことにつき授業料等減免申請書の提出は要しないものとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年 4 月 1 日とするイを除き、公布日とする。

イ (2)による改正後の規定に基づく授業料等の減免手続は、この規則の施行前においても行うことができることとする。